

第14回

越谷市教育委員会議事録

平成30年11月22日

定例会

平成30年第14回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成30年11月22日
 招集の場所 越谷コミュニティセンター 樺の間
 開閉会日時 開会11月22日 午後1時00分
 閉会11月22日 午後1時36分

出席委員

委員 長	住 田 俊	委員 長者 職務代理者	堀 川 智 子
委 員	進 藤 秀 子	委 員	荒 木 明 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	永 福 徹	学校教育部長	瀧 田 優
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	福 田 博	学校教育部 副参事兼 学務課長	岡 本 順
教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部 副参事兼 給食課長	石 川 智 啓
スポーツ振興 課 長	八木下 太	学校教育部 副参事兼教育 センター所長	鈴 木 雅 彦
図 書 館 長	横 山 みどり	学校管理課長	紺 野 功
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	指 導 課 長	山 口 徳 明
生涯学習課 調 整 幹	中 野 聡	学校管理課 調 整 幹	齋 藤 道 雄
出羽公民館長	鈴 木 研 司	指導課調整幹	青 木 元 秀
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	中 山 佳 孝
		教育センター 調 整 幹	原 田 肇 子

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	並 木 智 史
----------------	---------

◎開会の宣告

住田委員長 これより11月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

(午後 1時00分)

◎選挙第1号 越谷市教育委員会委員長選挙について

住田委員長 初めに、委員長選挙を行います。「選挙第1号 越谷市教育委員会委員長選挙について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、選挙第1号 越谷市教育委員会委員長選挙について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、会議要項の1ページをお開きください。

選挙第1号 越谷市教育委員会委員長選挙について。越谷市教育委員会委員長選挙を行うものとする。なお、委員長の任期は、平成30年12月26日から平成30年12月31日までとする。

平成30年11月22日提出、越谷市教育委員会委員長。

続きまして、会議要項の2ページをご覧ください。

委員長の選挙につきましては、旧教育長の在職期間中はなおその効力を有する、改正前の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第1項に「教育委員会は、教育長に任命された委員を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない」と規定されております。また、任期につきましては、同法第12条第2項において1年と規定されておりますが、吉田教育長の任期が平成30年12月31日で満了となることに伴い、平成31年1月1日から新教育委員会制度へ移行し、委員長職はなくなるため、次の委員長の任期は、平成30年12月26日から平成30年12月31日までとなります。選挙第1号についてのご説明は、以上でございます。

住田委員長 それでは、選任の方法についてお諮りをいたします。

委員長の選期につきましては、無記名投票又は指名推選の方法により行いたいと存じますが、いかがいたしましょうか。

堀川委員長職務代理者 はい。

住田委員長 堀川委員。

堀川委員長職務代理者 指名推選でお願いいたします。

住田委員長 ただいま、指名推選でというご発言がございましたが、指名推選により委員長の選任を行うことにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 それではご異議ないものと認めまして、委員長の選任方法は、指名推選によるものいたします。委員長の選任についてどなたかご指名ございましたらお願いいたします。

進藤委員 はい。

住田委員長 進藤委員。

進藤委員 引き続き住田委員にお願いしたいと存じます。

住田委員長 ただいま、進藤委員からご指名がありました。他にどなたかご指名ございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、僭越ではございますが、委員長につきましては、引き続き私が勤めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎選挙第2号 越谷市教育委員会委員長職務代理者の指定について

住田委員長 それでは、「選挙第2号 越谷市教育委員会委員長職務代理者の指定について」、事務局のご説明をお願いします。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、選挙第2号 越谷市教育委員会委員長職務代理者の指定について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、会議要項の3ページをお開きください。

選挙第2号 越谷市教育委員会委員長職務代理者の指定について。越谷市教育委員会委員長職務代理者を指定するものとする。平成30年11月22日提出、越谷市教育委員会委員長。

続きまして、会議要項の4ページをご覧ください。

委員長職務代理者の指定につきましては、上段にありますとおり、旧教育長の在任期間中はなおその効力を有する、改正前の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第4項に、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定されております。

また、指定の方法につきましては、越谷市教育委員会会議規則に定められております。

下段にありますとおり、附則の経過措置により旧教育長の在任中は会議において互選により委員長職務代理者を指定するものでございます。なお、任期につきましては、委員長職と同様に、平成30年12月26日から平成30年12月31日までとなります。

選挙第2号についてのご説明は、以上でございます。

住田委員長 ただいま、事務局からご説明がありましたとおり、委員長職務代理者につきましては、越谷市教育委員会会議規則第1条の規定により会議において互選により指定することになっております。委員長職務代理者は、どなたにいたしましょうか。

荒木委員 はい。

住田委員長 荒木委員。

荒木委員 堀川委員にお願いいたします。

住田委員長 ただいま、荒木委員から、堀川委員とのご意見がございました。他にどなたかございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、堀川委員を職務代理者に指定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、ご異議ないものと認めまして、堀川委員を委員長職務代理者に指定いたします。ここで、堀川委員長職務代理者からご挨拶をいただきます。

堀川委員長職務代理者 引き続き、委員長職務代理者を勤めさせていただきます、今後ともご指導の程よろしくお願いいたします。

◎教育長報告「教育長専決について」

住田委員長 それでは、教育長報告に入ります。「教育長専決第 11 号について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 スポーツ振興課長。それでは、教育長専決につきまして、ご報告を申し上げます。恐れ入りますが、会議要項の 5 ページをご覧ください。

去る、10 月 25 日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました 2 件の専決事項について、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会会議の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第 2 条第 3 項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、専決第 11 号 指定管理者の指定について（越谷市民プール）の原案決定について、ご報告いたします。恐れ入りますが、会議要項の 7 ページをお開きください。

専決第 11 号 指定管理者の指定について（越谷市民プール）の原案決定について。

指定管理者の指定について（越谷市民プール）の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

平成 30 年 11 月 15 日 越谷市教育委員会教育長。

続きまして、会議要項の 9 ページをお開きください。

こちらは、平成 30 年 12 月定例市議会に、越谷市長が提出する議案の原案でございます。

議案の内容でございますが、

指定管理者の指定について（越谷市民プール）

越谷市民プールの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

所在地 越谷市増林三丁目2番地2

名称 越谷市民プール

2 指定管理者に指定する団体

所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号

名称 越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ

代表者 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会

会長 杉本昭彦

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由でございますが、越谷市民プールの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものでございます。

現在の越谷市民プールの指定管理者の指定期間につきましては、平成31年3月31日をもって満了となります。

今回の募集にあたっては、指定期間を5年間とし、公募により行ったところでございます。また、越谷市民プールは、老人福祉センター「ゆりのき荘」との複合施設であることから、管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、複合施設一体での指定管理者を指定するものでございます。なお、老人福祉センター「けやき荘」、「くすのき荘」、「ひのき荘」及び「ゆりのき荘」の4施設一体での指定管理者を指定することから市民プールを含め5施設一体での指定管理者の指定となります。

募集期間を7月25日から8月30日までとし、締め切りまでに申請書の提出があったのは、越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ1者のみでありました。この1者につきましては、越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会の審議を経て、越谷市指定管理者審査選定委員会において、指定管理者の選定の承認決定を受けたところでございます。

教育長専決第11号についてのご報告は、以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務職のご説明に対して、ご質問ご意見等はございますでしょうか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、この件については、報告を受けたということにさせていただきますと思います。

続きまして、教育長専決第12号について、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務部長。

永福教育総務部長 はい。それでは、専決第12号につきまして、ご報告を申し上げます。会議要項の11ページをご覧ください。

専決第 12 号 平成 30 年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

平成 30 年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

平成 30 年 11 月 15 日、越谷市教育委員会教育長。

恐れ入りますが、別冊の「平成 30 年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書」の 2 ページ及び 3 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、歳入についてご説明を申し上げます。

3 ページの表の一番下にございます、歳入合計欄をご覧ください。

教育委員会に関連する歳入につきましては、今回 638 万円を減額いたしまして、補正後の総額は、19 億 1,441 万 6,000 円となります。

歳入の内容になりますが、8 ページ 9 ページをお開きください。

19 款 諸収入、6 項 雑入、1 目 雑入につきましては、その他雑入として、市主催のスポーツ大会における怪我に対する、市民総合災害等補償金 12 万円を追加します。

こちらについては、歳出予算補償額と同額となっています。

20 款 市債、1 項 市債、7 目 教育債につきましては、学校給食センターの調理用機器及び調理室空調工事の事業費の確定に伴いまして、給食センター整備事業債 650 万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出の内容になります。戻りまして 5 ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。

今回、490 万円を追加いたしまして、補正後の総額は、95 億 7,179 万 8,000 円となります。

歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。

18 ページ及び 19 ページをご覧ください。

中段になりますが、1 項 教育総務費、3 目 学校教育指導費のその他学校教育指導費につきましては、越谷市立あだたら高原少年自然の家の利用休止に伴いまして、中学校スキー教室の宿泊施設を急遽変更することから、保護者の負担を軽減するための、集団宿泊行事奨励臨時補助金 4,000 万円を追加いたします。

これによりまして、保護者の追加負担は、原則生じないということになります。

なお、今回限りの臨時的な補助金ということで計上してございます。

20 ページ及び 21 ページをご覧ください。

上段の、2 項 小学校費、1 目 学校管理費のうち、備品等整備事業につきましては、学級数の増加に伴う小学校用の備品購入費等として、380 万円を追加するものでございます。

次の、2 項 小学校費、2 目 教育振興費の就学援助事業につきましては、就学援助対象児童の増加に伴い、就学援助費 1,900 万円を追加いたします。

次の、3 項 中学校費 1 目 学校管理費の備品等整備事業につきましては、学級数の増加に伴う中学校用の備品購入費として、140 万円を追加します。

次の、3項 中学校費、2目 教育振興費の就学援助事業につきましては、就学援助対象生徒の増加に伴い、就学援助費1,900万円を追加するものでございます。

22ページ 23ページをご覧ください。

中段になりますが、6項 社会教育費、3目 コミュニティセンター費のコミュニティセンター管理費につきましては、ボイラー修繕に係る共有部分修繕工事等負担金として、サンシティを管理している越谷コミュニティプラザに対しての負担金ということで270万円を追加いたします。

24ページ 25ページをご覧ください。

中段になりますが、7項 保健体育費、2目 学校給食費のうち、学校給食事業につきましては、児童数増加によります受配校変更に伴う消耗品費150万円の追加、事業費の確定に伴う調理用機器購入費300万円の減額を行います。

また、施設管理費につきましては、学校給食センターに係ります燃料費1,200万円の追加のほか、修繕料400万円の追加及び施設改修工事費420万円の減額を行います。

26ページ 27ページをお開きください。

中段やや上の、7項 保健体育費、3目 体育費のうち、その他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会における怪我に対する補償金として、歳入と同額の12万円を追加いたします。

下段の、7項 保健体育費、4目 市立体育館費のうち、市立体育館管理運営事業につきましては、総合体育館の光熱水費として300万円を追加いたします。

なお、その他の歳出項目については、人事異動等に伴う職員人件費の整理が主なものとなっております。詳細は事業概要欄をご参照いただければと存じます。

続いて、6ページにお戻りください。

債務負担行為の追加ですが、越谷市民プール管理運営委託料につきまして、施設の指定管理者の指定期間が今年度をもって満了となることに伴いまして、来年度からの指定管理者の指定に係る契約手続き等の準備行為が必要であることから、指定管理期間は31年度からですが、準備行為があるので平成30年度から35年度までの期間として、限度額2億4,200万円として債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、7ページになりますが、地方債の変更になります。歳入でご説明いたしましたとおり、学校給食センターの調理用機器、調理室空調工事の事業費の確定に伴い、給食センター整備事業に係る市債の限度額を表のとおり変更をするものでございます。

教育長専決第12号に係るご説明は、以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しましてなにかご質問、ご意見等がありますか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 よろしいでしょうか。ないようですので、この件につきましては、報告を受けたということにさせていただきます。

◎協議事項

住田委員長 続きまして、協議事項に入ります。「平成 30 年度越谷市成人式について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 平成 30 年度越谷市成人式について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、会議要項の 13 ページをご覧ください。

平成 30 年度越谷市成人式でございますが、開催趣旨につきましては、市を挙げて成年に達した青年男女の新しい門出を祝福するものでございます。

期日につきましては、平成 31 年 1 月 13 日でございます。成人の日は、翌日の 14 日でございますが、平成 15 年度から、成人の前日の日曜日に開催してございます。

会場につきましては、例年と同様、13 地区に実行委員会が結成されており、出羽地区・荻島地区と、大沢地区・北越谷地区が合同で行われますので、11 会場になります。

次に、対象者数でございますが、本年 11 月 1 日現在で 3,476 人となっており、男性が 1,766 人、女性 1,710 人でございます。昨年に比べ 74 人の増となっております。

なお、新成人への案内状につきましては、11 月 1 日現在、越谷市に住民登録のある方に、12 月初旬の発送となっております。

式典の内容でございますが、例年と基本的に変更はございません。「開式のことば」から「実行委員長あいさつ」、「式辞」、「記念品の贈呈」、「祝辞」等となっております。

また、「式辞」及び「記念品の贈呈」、「誓いのことばの受領」、につきましては、委員長をはじめ委員の皆様をお願いしているところでございます。

次に、(2) の催し物等につきましては、現在、各地区実行委員会におきまして、新成人の方々を中心に企画が練られている状況でございます。

なお、記念品につきましては、新成人全員に贈呈いたしますが、本年は「ボールペン」です。

最後に、各地区の開催日程及び委員の皆様の出席につきましてご説明申し上げます。会議要項の 14 ページをお開き願います。

こちらにつきましては、市長および市長代理者として、委員の皆様に担当していただく地区をお示ししてございます。

会議要項記載の事務局案につきましては、あらかじめ市長部局と調整したものを提示させていただいておりますので、申し添えいたします。

委員の皆様をお願いする 7 地区につきまして、概要をご説明いたします。

まず、1 番の桜井地区でございますが、会場は北中学校体育館でございます。対象者は 368 人で、受付開始時間は 12 時 30 分、式典開始時間は 13 時でございます。

2 番の新方地区の会場は北陽中学校体育館でございます。対象者は 300 人で、受付開始時間は 13 時、

式典開始時間は13時30分でございます。

3番の増林地区の会場は、東中学校体育館でございます。対象者数は206人で、受付開始時間は12時30分、式典開始時間は13時でございます。

4番の大袋地区の会場は県立大学講堂でございます。対象者数413人で、受付開始時間は12時30分、式典開始時間は13時でございます。

5番の出羽・荻島地区の会場は、文教大学13号館13101教室でございます。対象者数は447人で、受付開始時間は13時30分、式典開始時間は14時でございます。

6番の蒲生地区の会場は越谷コミュニティセンター展示ホールでございます。対象者数は287人で、受付開始時間は10時、式典開始時間は10時30分でございます。

最後に、9番の大沢・北越谷地区の会場は栄進中学校体育館でございます。対象者数は351人で、受付開始時間は13時30分、式典開始時間は14時でございます。

委員の皆様にご担当いただく地区の説明につきましては、以上でございます。委員の皆様にご担当いただくかにつきましては、今後調整させていただきたいと存じます。

なお、成人式の「式辞」につきましては、12月の定例会教育委員会会議終了後、皆様にお渡しさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、議長及び各議員の皆様の出席予定につきましては、12月の定例会教育委員会会議でご報告させていただきますと存じます。

平成30年度越谷市成人式についてのご説明は、以上でございます。

ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

住田委員長 それではこれより、協議に入ります。ご意見等ございますか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 よろしいですか。ないようですので、このようにお進めいただくようお願いいたします。

◎その他

住田委員長 続きまして、その他の報告事項に入ります。「12月定例会教育委員会関連議案について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、その他報告「12月定例会教育委員会関連議案について」、ご説明させていただきます。

12月定例会市議会におきまして、このたびの新教育委員会制度移行に関連する市長提出議案が2件提案されますので、ご報告いたします。

まず1件目ですが、会議要項の15ページをお開きください。

「越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」の議案です。

改正の主な内容につきましては、制度改正に合わせて、報酬額に関する規定中、「委員長」および「委員長代理」を、「教育長職務代理人」に改めるものです。詳細につきましては、後ほど会議要項の16ページをご覧ください。

続きまして、会議要項の17ページをご覧ください。

「越谷市教育委員会委員定数条例制定について」の議案でございます。

条例の内容につきましては、先日ご協議いただきましたとおり、制度改正に合わせて、教育行政の運営において多様な民意をより幅広く反映させるため、委員定数を1名増とするものです。

12月定例会における教育委員会関連議案についてのご説明は、以上でございます。

住田委員長 ただいまの、事務局のご説明に対してご質問またはご意見等はございますか。

[発言なし]

住田委員長 それではないので、この件については以上といたします。

続きまして、「平成31年度新中学生を対象とした中学校選択申請状況について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学務課長。

岡本学務課長 それでは、平成31年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、会議要項の19ページをご覧ください。

はじめに、9月以降の日程についてご説明します。

「9月中」に各小学校において、本年4月に続いて2回目の保護者への説明会を各学校で実施し、「9月28日まで」に申請書をご提出していただきました。「10月12日」に申請状況の集計結果を文書で保護者に通知するとともに越谷市のホームページで公表しました。

その後、「10月24日まで」の選択申請変更期間を経て、平成31年度入学生の選択状況が決定した結果を、改めて「11月8日」に保護者に文書で通知するとともに越谷市のホームページで公表いたしました。そして、11月18日に基本学区外からの希望者が35名を超えている中央中、北中、富士中の三校において抽選を行い、その結果を一覧表にまとめたものが、会議要項の20ページにございます。恐れ入りますが、会議要項20ページをお開きください。

それでは、中学校選択制集計一覧をもとに平成31年度入学予定者の中学校選択状況についてご説明します。

(A)は、基本学区の中学校を選択した人数でございます。(B)は、基本学区以外から当該中学校を選択した人数でございます。(C)は、(A)と(B)の合計です。例えば中央中学校の場合には基本学区の272人に基本学区外からの35人、合計しますと、307人の児童が中央中を希望していることとなります。

次に、一番下の計の欄をご覧ください。基本学区の中学校を選択した児童の人数の合計が 2,786 人、基本学区以外の中学校を選択した人数の合計が 253 人、従いまして、市内の中学校への就学希望者の合計が 3,039 人となります。

再度、会議要項の 19 ページの下段をご覧ください。

中学校選択制が開始されて来年度で 14 年目を迎えます。平成 31 年度入学予定者以外に過去 4 年間の選択状況を載せましたのでご覧ください。平成 31 年度入学予定者の選択申請書発行総数は、3,069 人で行いました。選択申請書発行総数とは、市内に住民登録のある来年の 4 月に中学校新 1 年生に就学を予定している人数でございます。平成 25 年度より減少傾向となっております。

基本校の選択状況、あるいは基本校以外の選択状況を見ますと、あくまでも 11 月 1 日現在の状況でございますが、約 89%が基本学区の中学校を、約 10%が基本学区以外の中学校を、さらに約 1%が市外の中学校への就学を予定していることが分かります。この傾向はここ数年変わっておりません。

今後の日程についてご説明申し上げます。

今後、1 月中旬に就学通知書が発送されます。その後、転出等で辞退者が出た場合、抽選で漏れた方の繰り上げもございます。その繰り上げは、2 月 12 日で締め切れ、最終的に就学する中学校が決定することになります。市内中学校では、2 月 4 日に入学説明会を予定しており、新入学への準備が始まる形となります。

平成 31 年度新中学 1 年生を対象とした中学校選択申請状況についてのご報告は、以上でございます。

住田委員長 ただいまの、事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等はございますか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、「旧大野家住宅の国登録有形文化財(建造物)への登録に関する情報提供について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは、ご説明いたします。恐れ入りますが、会議要項 21 ページをご覧ください。

過日、新聞等で報道がされましたけれども、本市に所在する旧大野家住宅の国登録有形文化財の登録につきまして、埼玉県教育委員会から、国及び県の報道発表の概要が送付されましたのでその旨を説明させていただきたいと思っております。

まず、1 国及び県の報道発表の概要でございますが、国の文化審議会は、平成 30 年 11 月 16 日開催の同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、本市に所在する旧大野家住宅の「主屋」及び「土蔵」の 2 件を登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申いたしました。この結果、旧大野家住宅は、来年 3 月頃、国の官報告示を経まして、正式に国の登録有形文化財になる予定という

報道発表がされたところでございます。

2の概要でございますが、所在の場所、所有者、主な特徴・評価、次のページになりますけれども、年代及び登録基準につきましては、ご覧いただくとおりでございます。

3の国登録有形文化財の概要でございますけれども、登録数は、平成30年11月1日現在、全国で11,762件、埼玉県内では172件となっております。

越谷市内では、平成27年11月に木下半助商店の「店舗及び土蔵」、「石蔵」、「主屋」、「稲荷社」の4件が登録されてございまして、旧大野家住宅の「主屋」、「土蔵」加えますと6件となる見込みでございます。

登録基準でございますが、文化財保護法に基づきまして、建築後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象となります。

旧大野家住宅につきましては、日光街道越谷宿の景観を伝える貴重な建造物であることから「①国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当いたします。

(3)登録すると適用される優遇措置ですが、ご覧の概要となっております。

なお、本市におきます市民への周知は、広報こしがや12月号でのお知らせとなっております。旧大野家住宅の国登録有形文化財への登録に関する情報提供は以上でございます。

住田委員長 ただいまの、事務局長のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等はございますか。

吉田教育長 国の登録有形文化財に該当する様な建造物が、越谷にはどれくらいあるのでしょうか。また、適用される①について、補足をお願いいたします。

福田生涯学習課長 越谷市内では、築50年以上の建物は多々ございますが、特に、「①国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するようなものとしたしましては、旧越谷宿に多くの古民家が存在しており、「越ヶ谷宿場祭り」などが開催されておりますが、20から30軒の古民家が存在してございます。そういった施設・建物については、市指定の文化財となりますと基準が厳しいため容易には指定も難しく、また、壊れたからといっても直す際には、色々な審査がかかるということもあります。しかし、国の登録文化財というのは比較的基準がゆるいということはあるんですが、優遇措置①として修理に必要な設計監理費の1/2を補助するというところで、あまり大きな額にはなりません。また、③の固定資産税も1/2に軽減されますが、建物のみですので、昔からの建物で固定資産税も高いものにはならないと思われまして。ただ、この制度により、文化財的価値のある建物の解体について、所有者に踏みとどまっていたいただくための、PRにはなるのかなという風に考えます。以上でございます。

住田委員長 他には、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

住田委員長 では、これでこの件については以上といたします。他に何かございますか。

[発言する者なし]

住田委員長 他になければ、以上といたします。

最後に次回の教育委員会会議の日時でございますが、12月27日、木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

住田委員長 それでは、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後 1時36分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委員長 住田 俊

委員 塚川 眉子

委員 進藤 秀子

委員 荒木 明子

委員 志田 茂

(教育長)

書記 教育総務課副課長 並木 智史